平成２７年（フ）第４１６号
静岡県浜松市西区篠原町22077番地　プリムローズトモＡ201
債務者　松山広子こと　金　　広子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５号
島根県隠岐郡知夫村906番地１
債務者　松浦　輝明
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前９時50分
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２７年（フ）第８５０２号
東京都北区赤羽西２丁目26―12
債務者　加藤　英雄
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５０３号
東京都北区赤羽西２丁目26―12
債務者　加藤　恵美
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６３３号
横浜市保土ケ谷区藤塚町24番16号　ヒルズ藤塚Ｂ―201号
債務者　勝又　公明
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２５号
静岡県焼津市中根新田1197番地の２、旧住所静岡県焼津市治長請所８番地の２
債務者　高田　勇機
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前10時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２６号
静岡県焼津市中根新田1197番地の２、旧住所静岡県焼津市治長請所８番地の２
債務者　高田　博子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前10時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５１号
静岡県島田市本通７丁目7658―３　Ｄｕｏｗ１　102号、住民票上の住所静岡県島田市牧之原93番地の３の３
債務者　塚本麻里子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６０号
静岡市清水区蜂ヶ谷464番地　蜂ヶ谷団地122号
債務者　名波　久子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７１号
静岡市葵区牛妻655番地の１、旧住所静岡市葵区平和３丁目16番８号
債務者　四條　秋雄
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４３５２号
東京都品川区西五反田７丁目17番７号　五反田第一長岡ビル２階
破産者　ゲームヤロウ株式会社
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４５６号
東京都台東区浅草１丁目12番９号
破産者　有限会社東京会館
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２１８号
埼玉県和光市新倉５丁目５番65号
破産者　キタムラトランスポート株式会社
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２０号
東京都板橋区新河岸３丁目６―５
破産者　北村　隆一
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５７０号
埼玉県東松山市松山町１丁目10―20　カーサＢ102
破産者　石川　佳子
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９８２号
神奈川県川崎市麻生区高石１丁目１―28　エクセル百合ヶ丘パートⅡ　101
破産者　長澤　圭吾
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２９２号
東京都東久留米市幸町３丁目７番20号
破産者　有限会社加賀屋
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部